

**公益財団法人日本バスケットボール協会**  
**5人制日本代表選手の選考プロセスに関する細則**

- 第1条 国際大会が開催される場合であって、当協会が日本代表選手の参加を認める場合、ヘッドコーチは、当該国際大会ごとに日本代表選手の選考を行う。なお、対象となる国際大会及び代表期間は、第7条の委嘱状に明示された大会及び期間とする。
- 第2条 ヘッドコーチは、日本代表選手の選考にあたり、日本バスケットボール強化委員会・各代表強化部会が推薦をした選手のリストも参考にした上、日本代表候補選手を選考し、日本代表候補選手を対象とした日本代表チーム合宿・遠征等（以下、「日本代表チーム合宿等」という）を経て、日本代表選手を選考する。強化育成本部は、国際大会の開催に先立ち日本代表チーム合宿等を計画し、ヘッドコーチが日本代表チーム合宿等への招集を希望する選手（以下「被招集選手」という。）を招集する。
- 第3条 第2条の招集に際し、強化育成本部は、被招集選手及び被招集選手が所属する加盟チーム（以下、単に「加盟チーム」という）に対し、日本代表チーム合宿等の開始日の28日前（ただし、特別の事情がある場合には、かかる期間を下回ることができる。）までに、日本代表チーム合宿等の活動に関する日程、日本代表候補選手として招集する旨等を記載した、招集通知書を送付する。
- 第4条 前条に基づき招集の通知を受けた被招集選手は、強化育成本部が指定する者に対し、日本代表チーム合宿開始日の14日前までに、自らのコンディションに関する報告をしなければならない。本報告は、被招集選手に代わり、被招集選手の所属する加盟チームが行うこともできる。ただし、日本代表チーム合宿等及び国際大会への参加が困難となる事情がある場合、および、自らが日本代表選手を辞退すべき理由があると考える場合、被招集選手は、招集通知受領後、7日以内に日本バスケットボール強化委員会の所定の書式によるJBA宛の辞退理由書を、強化育成本部に提出するとともに、日本代表チーム合宿の開始日に、強化育成本部が定める場所において、ヘッドコーチその他強化育成本部が指定する者に対し、辞退の理由について説明しなければならない。強化育成本部は、選手の説明を免除し、または口頭での説明以外の方法での説明を指定することができる。かかる説明を受けた代表ダイレクターは、ただちに、強化育成本部が指定する者に報告する。上記の説明に際し、選手は、強化育成本部の承諾ある場合には、加盟チーム関係者、ドクター等の関係者を同席させることができる。また、強化育成本部は、選手以外の関係者の同席を選手及び加盟チームに対し要請することができ、選手及び加盟チームはできる限りこの要請に応じなければならない。

- 第5条 第4条にて、辞退を申し出た被招集選手は、招集通知書に記載された日本代表活動期間における被招集選手が所属する加盟チームの公式戦に出場することは出来ない。また、辞退を申し出た理由が、基本規程第4章第95条に反するとヘッドコーチその他強化育成本部が指定する者が判断した場合において、上述の公式戦の出場停止に加えて新たに3試合の出場停止を課される。
- 第6条 第5条において、追加3試合の出場停止を課された被招集選手は、JBA 裁定委員会に不服申し立てをすることができ、審議の結果が確定するまでは、追加3試合の出場停止は、効力を持たない。
- 第7条 ヘッドコーチは、前項まででなされた報告等を踏まえ、日本代表候補選手を決定する。
- 第8条 強化育成本部は、決定された日本代表候補選手および加盟チームに対し、日本代表チーム合宿の開始日の14日前まで（ただし、特別の事情がある場合には、かかる期間を下回ることができる。）に、日本代表候補選手として招聘する旨の委嘱状を送付する。
- 第9条 第7条により日本代表候補に決定された選手は、自らが日本代表選手を辞退すべき理由があると考える場合、委嘱状を受領した日から10日以内に、日本バスケットボール強化委員会の所定の書式によるJBA 宛の辞退理由書を、強化育成本部に提出するとともに、日本代表チーム合宿の開始日に、強化育成本部が定める場所において、ヘッドコーチその他強化育成本部が指定する者に対し、辞退の理由について説明しなければならない。強化育成本部は、選手の説明を免除し、または口頭での説明以外の方法での説明を指定することができるが、辞退理由書を提出した選手を日本代表候補選手にする場合には、当該選手に説明の機会を与えなければならない。かかる説明を受けた代表ダイレクターは、ただちに、強化育成本部が指定する者に報告する。上記の説明に際し、選手は、強化育成本部の承諾ある場合には、加盟チーム関係者、ドクター等の関係者を同席させることができる。また、強化育成本部は、選手以外の関係者の同席を選手及び加盟チームに対し要請することができ、選手及び加盟チームはできる限りこの要請に応じなければならない。
- 第10条 ヘッドコーチは、第9条の辞退理由書の提出があった場合、同項所定の手続きの後、速やかに強化育成本部と協議し、当該選手を日本代表候補選手として招聘するか否かの最終判断（以下、「招聘決定」という。）を行う。強化育成本部は協議に際し、代表ダイレクター、JBA 指定ドクター、メンタルコーチ等必要な関係者から意見を聞くことができる。
- 第11条 第10条の招聘決定において、日本代表候補選手として招聘することが決定されたにもかかわらず、日本代表チーム合宿等に参加せず、あるいは日本代表選手として活動することを了解しなかった選手および第10条において辞退を申

し出た選手は、第9条と同様に、委嘱状に記載された日本代表活動期間に実施される、所属する加盟チームの公式戦に出場することは出来ない。また、辞退を申し出た理由が、基本規程第4章第95条に反するとヘッドコーチその他強化育成本部が指定する者が判断した場合において、上述の公式戦の出場停止に加えて新たに3試合の出場停止を課される。

第12条 前項の場合において、追加3試合の出場停止を課された被招集選手は、裁定委員会に不服申し立てをすることができ、審議の結果が確定するまでは、追加3試合の出場停止は、効力を持たない。第9条の辞退理由書を提出した選手は、第10条の招聘決定において日本代表候補選手として招聘されたか否かにかかわらず、辞退理由書の提出があったこと及び記載された辞退の理由等を、JBAが公表することについて異議を述べることはできない。

第13条 ヘッドコーチは、日本代表チーム合宿等の実施後、日本代表候補選手（第10項の招聘決定の結果日本代表候補選手とされた者を含む）の中から、国際大会に出場する予備登録選手24名（3x3は6名）、およびベンチ登録選手12名（3x3は4名）を決定し、日本バスケットボール強化委員会・男女代表強化部に報告する。日本バスケットボール強化委員会は、大会ランクA本大会の最終メンバーについては、理事会にこれを報告する。

第14条 本細則の所管は、強化育成本部とする。

第15条 本細則の改廃は、事務総長の承認を経て、これを行う。

第16条 本細則は、2026年4月15日から施行する。

以上

公益財団法人日本バスケットボール協会  
3x3 日本代表選手の選考プロセスに関する細則

**第1条**

この細則は、3x3 日本代表チームに関する規程第 11 条に基づき、3x3 日本代表選手の選考プロセスの詳細を定めることを目的とする。

**第2条**

3x3 日本代表チームに関する規定第 10 条 2 項の(1)～(4)のいずれかの国際大会が開催される場合であつて、当協会が日本代表選手の参加を認める場合、3x3 日本代表選手の選考はヘッドコーチが行う。

**第3条**

ヘッドコーチは、本細則第 2 条の 3x3 日本代表選手の選考にあたり、3x3 代表強化部会に対し、事前に日本代表候補選手リストを提出し、当該リストの中から日本代表選手を選考しなければならない。ヘッドコーチが日本代表候補選手リストを作成するにあたっては、代表ダイレクターおよびチームリーダーと協議をしなければならない。

**第4条**

ヘッドコーチは必要に応じて、日本代表候補選手リストへの選手の追加を行うことができる。その場合には、代表ダイレクターおよびチームリーダーと協議をしなければならない。

**第5条**

ヘッドコーチが選考する選手は、次の①・②とし、ヘッドコーチは、原則として、①の中から②を選考しなければならない。ただし、合理的な理由により日本代表チーム合宿・遠征等（以下、「日本代表チーム合宿等」という）が実施できない場合は、ヘッドコーチは日本代表候補選手リストの中から②を選考できるものとする。

① 日本代表チーム合宿等に招集する選手

② 国際大会に登録する選手（以下、「大会登録選手」という）なお、ヘッドコーチは大会登録選手の中から大会出場選手および、予備登録選手を選考する。

**第6条**

事務局は、本細則第 5 条の①または②の選考がなされた場合には、選考された選手の所属チームまたは当該選手本人に対し、委嘱状を送付する。

**第7条**

本細則第 6 条の委嘱状を受け取った被招集選手は、合理的な理由がある場合に限り、日本代表チーム合宿等または国際大会への参加を辞退することができる。

## 第8条

ヘッドコーチは、日本代表選手の選考にあたっては、日本代表チーム合宿等でのパフォーマンスや国際大会に向けてのコンディション、国内 FIBA3x3 ポイントランキング等を総合的に勘案し、日本代表チームの目標達成の可能性が最大化するよう選手構成を考慮した上で、選手の選考を行うものとする。

## 第9条

JBA は、本細則 5 条①・②の選考がなされた場合、JBA の公式 WEB サイトで公開する。

## 第10条

本細則の所管は、3x3 本部とする。

## 第11条

本細則の改廃は、事務総長の承認を経て、これを行う。

## 第12条

本細則は、2026 年 4 月 15 日から施行する。